

## 更生保護法人清心寮 役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、更生保護法人清心寮（以下「本法人」という。）

倫理規程第6条第2項に定める「利益相反に該当する事項」についての役員の自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この規程は、本法人の役員に対して適用する。

### (自己申告)

第3条 役員は、本法人と当該役員との利益が相反する可能性を生じたときは、遅滞なく施設長に書面で申告しなければならない。

2 理事である施設長が前項の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事長に対して行うものとする。

### (申告後の対応)

第4条 前条の規定に基づく申告を受けた施設長は、申告内容の確認を行った

上、理事長又は監事と協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者  
に対して、本法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置  
(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

2 前項にかかわらず、第3条第2項に規定する場合、申告を受けた理事長は  
申告内容の確認を行った上、必要に応じ、速やかに当該施設長に対して適正  
化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務  
局で管理するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。